

女性の働き方③

NO 120

130万円の壁って何だろう？

更にもう一つの「年収の壁」があります。

妻の収入が130万円以上になると見込まれた時は、社会保険料が掛かります。

社会保険料とは、厚生年金・健康保険・雇用保険・介護保険のすべての保険料のことです。

(40歳未満の方は介護保険料が発生しません。)

厚生年金

妻本人の老齢厚生年金や障害厚生年金の受給資格が得られる。

将来受給する年金は厚生年金加入分だけ増える。



健康保険

出産育児一時金や出産手当金の支給がある。

病気やけがで会社を休んだ時は傷病手当金の支給がある。



雇用保険

育児休業給付金や介護休業給付金の支給がある。



「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」

2016年10月から下記の条件で働く方は社会保険に加入することになります。

- ① 週20時間以上
- ② 賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 従業員501人以上の企業
- ⑤ 学生は適用除外



大切なのは、自分の生き方、思いを実現することです。
家族の協力も得ながら、無理のない働き方を考えてみましょう。

LPA活動では、暮らしに役立つ学習会や相談会を店舗や支所で開催しています。
また、出前講座も行っています。お気軽に下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192